# **Press Release**

報道関係者 各位

令和3年1月15日(金)

【照 会 先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課

課長 倉又 学

課長補佐 梅田 昌己

地方障害者雇用担当官 金子 高広

(代表電話) 025-288-3508 (夜間電話) 025-288-3543

# 令和2年 障害者雇用状況の集計結果

新潟労働局では、令和2年6月1日現在の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の 規定に基づき、民間企業及び地方公共団体並びに独立行政法人等に義務付けられている 毎年6月1日現在の障害者の雇用状況報告を集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

- <民間企業(注1) > (法定雇用率 2.2%)
- ・雇用障害者数は7324.5人と、前年より2.7%(193.0人)増加し、過去最高を更新。
- ・実雇用率は2.17%と、前年より0.05ポイント上昇し、過去最高を更新。
- ・法定雇用率達成企業の割合は59.0%と、前年より1.2ポイント上昇した。

全国の集計結果の概要は、雇用障害者数 578, 292.0 人、実雇用率 2.15%、法定雇用率達成 企業の割合 48.6%

- <地方公共団体>(法定雇用率 2.5%、都道府県等の教育委員会(注2)は 2.4%)
- ·新 潟 県:雇用障害者数 261.5人、実雇用率 2.90%
- 市 町 村:雇用障害者数 664.0人、実雇用率 2.39%
- · 教育委員会:雇用障害者数 401.0 人、実雇用率 2.33%
  - →全ての地方公共団体において、雇用障害者数及び実雇用率のいずれも前年を上回った。
- <独立行政法人等(注3)>(法定雇用率 2.5%)
- 雇用障害者数 7.0 人、実雇用率 3.22%
- 注1 民間企業の数値には、常用労働者が 45.5 人未満の企業と新潟県外に本社がある企業の雇用障害者 数は含まれていない。「法定雇用率とは」(8ページ)を参照。
- 注2 都道府県等の教育委員会は、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が該当する。
- 注3 独立行政法人等は、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。なお、国立大学法人等の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。
- ※全国の令和2年障害者雇用状況の集計結果については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

# 障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

### 1 民間企業における雇用状況

## ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 (45.5人以上規模の企業:法定雇用率2.2%) に雇用されている障害者 の数は 7324.5人で、前年より 2.7% (193.0人) 増加し、15年連続で過去最高と なった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 4,182.5人(対前年比0.2%減)、知的障害者は 1,811.5人(同3.1%増)、精神障害者は 1,330.5人(同12.5%増)と、身体障害 者は前年より減少したが、それ以外の種別では前年より増加し、特に精神障害者 の増加が顕著となった。
- ・ 実雇用率は、9年連続で過去最高の2.17%(前年は2.12%)となり、全国平均 値(2.15%)を3年連続で上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は59.0% (同57.8%) であった。

 $[4 \sim - \circlearrowleft, 10 \sim - \circlearrowleft]$ 

## 〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は  $45.5\sim100$ 人未満規模企業では 1,326.0人(前年1,219.5人)、 $100\sim300$ 人未満で 2,221.5人(同2,199.0人)、  $300\sim500$ 人未満で986.5人(同2,5人)、 $500\sim1,000$ 人未満で 1,170.0人(同1,298.5人)、1,000人以上で 1620.5人(同1,490.0人)となり、 $500\sim1,000$ 人未満では前年を下回ったが、それ以外の規模の区分では前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、すべての規模の区分で前年を上回った。 また、民間企業の新潟県全体の実雇用率 2.17%と比較すると、45.5~100人未 満(1.81%)及び100~300人未満(2.13%)では下回ったが、それ以外の規模の区 分は県全体以上の数値となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5~100人未満規模企業が56.7%(前年は54.9%)、100~300人未満が61.3%(同62.6%)、300~500人未満が63.3%(同54.6%)、500~1,000人未満が63.3%(同54.9%)、1,000人以上が65.6%(同72.4%)となり、100~300人未満及び1,000人以上では前年を下回ったが、それ以外の規模の区分では前年以上の数値となった。

[11ページ]

### 〇 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の数は、「製造業」2,209.5人、「医療、福祉」1,530.5人、「卸売業、小売業」1,334.5人で多く雇用されており、3業種いずれも前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率で法定雇用率を上回っている業種は、「生活関連サービス、 娯楽業」(3.38%)、「不動産業、物品賃貸業」(2.48%)、「医療、福祉」(2. 46%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.27%)、「製造業」(2.20%)の 5業種に止まった。

[12ページ、13ページ]

### 〇 法定雇用率未達成企業の状況

・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は806社。産業別の未達成企業の割合は、「不 動産業、物品賃貸業」で65.0%、「学術研究、専門・技術サービス」で61.5%、 「情報通信業」で57.1%と高くなっている。 ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に 占める割合は、59.3%(478社)となっている。

$$[12 \% - \cancel{y}, 13 \% - \cancel{y}, 14 \% - \cancel{y}]$$

### 〇 特例子会社の状況

- ・ 令和2年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は3社(前年比1社増)で、雇用されている障害者の数は、28.0人であった。
- ・ 雇用者のうち身体障害者は10.0人、知的障害者は10.0人、精神障害者は8.0人で あった。
  - ※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

## 2 地方公共団体の障害者在職状況

(1) 新潟県の機関(法定雇用率2.5%)

新潟県の機関に在職している障害者の数は261.5人で、前年より0.2% (0.5人) 増加しており、実雇用率は2.90%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した。 4機関中4機関で達成。

[4ページ、15ページ]

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は664.0人で、前年より5.5% (34.5人) 増加しており、実雇用率は2.39%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した。

43機関中32機関で達成。

### 【未達成機関】

新潟市、妙高市、加茂市、加茂市教育委員会、新発田市、胎内市、津南町、弥 彦村、南魚沼市、魚沼市、湯沢町

※当該通報は6月1日現在のものであり、妙高市、新発田市、弥彦村は、現在達成済みとなっている。

 $[4 \sim - \circlearrowleft, 16 \sim - \circlearrowleft]$ 

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会(法定雇用率2.4%)

2機関の教育委員会に在職している障害者の数は401.0人で、前年より6.5% (24.5人) 増加しており、実雇用率は2.33%と、前年に比べ0.17ポイント上昇した。

2機関中1機関が未達成。

【未達成機関】新潟県教育委員会

[4ページ、15ページ]

## 3 独立行政法人等の障害者雇用状況

地方独立行政法人等※1 (法定雇用率2.5%) に雇用されている障害者の数は7.0人で、前年より1.0人増加し、実雇用率は3.22%と、前年に比べ0.47ポイント上昇した。

3機関中3機関で達成。

※1国立大学法人(新潟大学、長岡技術科学大学及び上越教育大学)の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

[5ページ、15ページ]

# 総括表

### 令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

※()内は令和元年の数値

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
	337, 227. 5 人	7, 324. 5 人	2. 17 %	1, 160 / 1, 966	59.0 %
民間企業					
	( 336,060.0 人)	(7,131.5 人)	( 2.12 %)	( 1, 146 / 1, 982 )	( 57.8 %)

- 2 地方公共団体における在職状況
  - (1) 新潟県の機関(法定雇用率2.5%)

※()内は令和元年の数値

	① 法定雇 算定の基礎	用障害者類となる職員		2	障害者の数	汝	(3	)実雇用	率	④ 法定雇用率達成機関の	数/機関数	⑤ 達成割	合
計	9,	004. 0	人		261.5	人		2. 90	%	4 /	4	100.0	%
日日	( 9,	187. 0	人)	(	261.0	人)	(	2. 84	%)	( 4 /	4 )	( 100.0	%)
新潟県	6,	092. 0	人		166. 5	入		2. 73	%	1 /	1	100.0	%
(知事部局)	( 6,	244. 0	人)	(	166.5	人)	(	2.67	%)	( 1 /	1 )	( 100.0	%)
新潟県の	-	912. 0	人		95. 0	入		3. 26	%	3 /	3	100.0	%
その他の機関	( 2,	943.0	人)	(	94. 5	人)	(	3. 21	%)	( 3 /	3 )	( 100.0	%)

(2) 新潟県市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

※()内は令和元年の数値

		雇用障害者をしなる職員		2	障害者の	の数	(	③ 実雇月	用率	④ 法定雇用率	達成機関	間の数 / 機関数	(5)	達成害	自合
新潟県市町村 等の機関	2	7, 820. 5	人		664.	) 人		2. 39	%	32	/	43		74. 4	%
サツ版内	( 2	7, 013. 5	人)	(	629.	5 人	) (	2. 33	%)	( 33	/	45 )	(	73. 3	%)

※市町村の機関のうち未達成であった機関の3機関は、公表日時点で達成済み。

(3)新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会(法定雇用率2.4%) ※()内は令和元年の数値

			用障害者 となる職		2	障害者	· の 数	汝	(3	③ 実原	配用	率	④ 法定雇用率	達成機	銭関の数 / 機関数	. (	5 達成	戈割	合
		17,	192. 5	人		401.	0	人		2. 3	3	%	1	/	2		50.	0	%
計																			
	(	17,	414. 0	人)	(	376.	5	人)	(	2. 1	6	%)	( 0	/	2 )	(	0.	0	%)
		12,	917. 0	人		296.	5	人		2. 3	0	%	0	/	1		0.	0	%
新潟県教育 委員会																			
	(	13,	153. 5	人)	(	279.	0	人)	(	2. 1	2	%)	( 0	/	1 )	(	0.	0	%)
		4,	275. 5	人		104.	5	人		2. 4	4	%	1	/	1		100.	0	%
新潟市教育 委員会																			
	(	4,	260. 5	人)	(	97.	5	人)	(	2. 2	9	%)	( 0	/	1 )	(	0.	0	%)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

※()内は令和元年の数値

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行 政法人等	217.5 人	7.0 人	3. 22 %	3 / 3	100.0 %
ZZ/CI	( 218.5 人)	(6.0 人)	( 2.75 %)	( 2 / 3 )	( 66.7 %)

※長岡浩形大学は、公表日時点で達成済み。

- 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 (身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について 定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
  - 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率 相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数であ る。
  - 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の 重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。 ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。 3

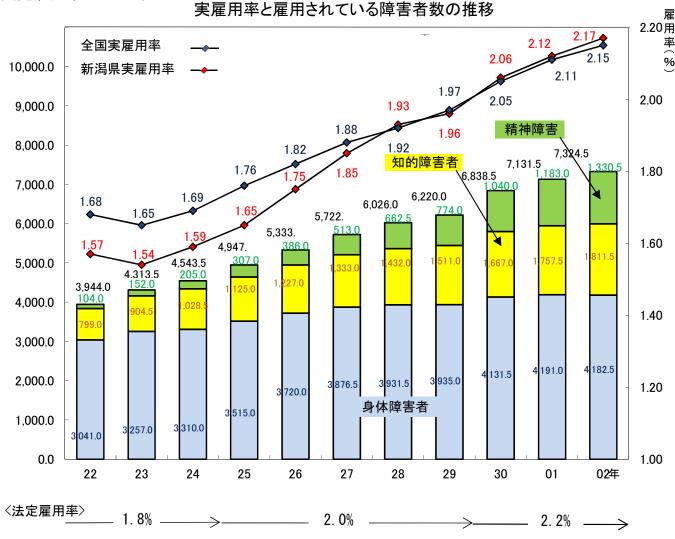
    - 、① 3。 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得
  - 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。 4
  - 新潟県知事部局は、特例認定を受けている。
    - 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づ き、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすもの である。

A=新潟県知事部局 B=新潟県議会事務局

「独立行政法人等」のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法 人(新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学が該当)については、厚生労働省により障害者雇用状況が公表される。「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指し、新潟県立大学、長 岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。

# 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

〈法定雇用率: 2.2%〉



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上 規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成22年まで

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者(※)

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

- ※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

### 民間企業における障害者雇用率等の推移

#### 新潟労働局職業対策課

													<b>新</b> 為力 惻 向	<b>帆未</b> 刈	
		項目	1	2	3	4 常用雇用身	身体障害者、知	的障害者数及び	<b>じ精神障害者数</b>	5	6	7	8	9	
			企業数	常用労働	算定基礎					雇用率	雇用率	雇用率	雇用率	全	玉
				者 総 数	労働者数	身 体	知 的	精神	障 害 者	,	達成	未達成	達成	雇用率	雇用率
						障害者	障 害 者	障害者	全 数		企業数	企業数	企業率		達成
		年 度													企業率
	51.10月	53. 6. 1			149,411				1,990	1.33				1.11	52.1
		54. 6. 1			150,729				1,995	1.32				1.12	52.0
		55. 6. 1	841		152,220	2,021			2,021	1.33	455	386	54.1	1.13	51.6
		56. 6. 1	858		157,247	2,122			2,122	1.35	487	371	56.8	1.18	53.4
	1 50/	57. 6. 1	889		161,645	2,200			2,200	1.36	504	385	56.7	1.22	53.8
	1.5% 67人~	58. 6. 1	916		165,535	2,210			2,210	1.34	503	413	54.9	1.23	53.5
	077	59. 6. 1	918		167,640	2,306			2,306	1.38	520	398	56.6	1.25	53.6
	1	60. 6. 1	900		168,504	2,293			2,293	1.36	490	410	54.4	1.26	53.5
		61. 6. 1	909	192,548	170,792	2,339			2,339	1.37	518	391	57.0	1.26	53.8
		62. 6. 1	928	193,788	171,912	2,317		,	2,317	1.35	512	416	55.2	1.25	53.0
	63.4月		1,013	200,578	177,831	2,400	186		2,586	1.45	545	468	53.8	1.31	51.5
		元. 6. 1	1,061	211,832	186,619	2,500	240		2,740	1.47	590	471	55.6	1.32	51.6
		2. 6. 1	1,097	215,253	190,195	2,586	275		2,861	1.50	604	493	55.1	1.32	52.2
		3. 6. 1	1,115	222,050	195,859	2,656	306		2,962	1.51	627	488	56.2	1.32	51.8
		4. 6. 1	1,161	230,627	204,013	2,740	331		3,071	1.51	661	500	56.9	1.36	51.9
	1.6%	5. 6. 1	1,161	236,721	210,971	2,794	438		3,232	1.53	644	517	55.5	1.41	51.4
	63人~	6. 6. 1	1,181	239,938	213,688	2,819	478		3,297	1.54	645	536	54.6	1.44	50.4
	1	7. 6. 1	1,180	240,746	214,134	2,820	529		3,349	1.56	643	537	54.5	1.45	50.6
7		8. 6. 1	1,211	245,939	218,351	2,827	547		3,374	1.55	640	571	52.8	1.47	50.0
	1	9. 6. 1	1,219	246,554	218,895	2,828	581		3,409	1.56	650	569	53.3	1.47	50.2
	1078	10. 6. 1	1,195 1,302	243,598	216,490 220,310	2,769 2,824	590 583		3,359 3,407	1.55 1.55	628 632	567 670	52.6 48.5	1.48 1.49	50.1 44.7
	10.7月	11. 6. 1 12. 6. 1		248,676											
			1,289 1,293	247,057 248,285	218,028 218,874	2,728 2,702	577 581		3,305 3,283	1.52 1.50	613 604	676 689	47.6 46.7	1.49 1.49	44.3 43.7
		13. 6. 1 14. 6. 1	1,293	248,285	214,193	2,702	582		3,283	1.46	551	710	43.7	1.49	43.7
		15. 6. 1	1,261	246,921	217,762	2,537	565		3,096	1.40	521	710	41.1	1.47	42.5
	1.8%	16. 6. 1	1,331	252,180	229,823	2,631	588		3,219	1.42	543	748	40.8	1.46	42.3
	56人~	17. 6. 1	1,331	258,547	235,347	2,031	596		3,305	1.40	554	785	41.4	1.49	41.7
		18. 6. 1	1,360	264.946	241,228	2,703	658	33.5	3,523.5	1.46	590	770	43.4	1.52	43.4
		19. 6. 1	1,389	270,773	246.698	3.004	711	54.0	3,769.0	1.53	661	728	47.6	1.55	43.8
		20. 6. 1	1,413	276,775	252,775	3.038	773	72.5	3.883.5	1.54	687	727	48.6	1.59	44.9
		21. 6. 1	1,380	276,032	252,053	3.040	784	77.0	3.901.0	1.55	667	713	48.3	1.63	45.5
		22. 6. 1	1,325	273,634	251,098	3,041	799	104.0	3,944.0	1.57	629	696	47.5	1.68	47.0
		23. 6. 1	1,439	298,085.0	280,562.0	3,257.0	904.5	152.0	4,313.5	1.54	664	775	46.1	1.65	45.3
	. ↓	24. 6. 1	1,451	303,847.5	285,978.0	3,310.0	1,028.5	205.0	4,543.5	1.59	690	761	47.6	1.69	46.8
	05.4.	25. 6. 1	1,643	319,211.0	299,843.0	3,515.0	1,125.0	307.0	4,947.0	1.65	734	909	44.7	1.76	12.7
	25.4月	26. 6. 1	1,688	323,993.0	304,245.0	3,720.0	1,227.0	386.0	5,333.0	1.75	840	848	49.8	1.82	44.7
	2.0% 50人~	27. 6. 1	1,705	330,005.5	309,574.0	3,876.5	1,333.0	513.0	5,722.5	1.85	927	778	54.4	1.88	47.2
		28. 6. 1	1,719	333,298.0	312,711.0	3,931.5	1,432.0	662.5	6,026.0	1.93	993	726	57.8	1.92	48.8
	<b>↓</b>	29. 6. 1	1,740	338,132.0	317,183.0	3,935.0	1,511.0	774.0	6,220.0	1.96	1,044	696	60.0	1.97	50.0
	20.4 🗆	30. 6. 1	1,963	354,441.0	332,640.0	4,131.5	1,667.0	1,040.0	6,838.5	2.06	1,087	876	55.4	2.05	45.9
	30.4月	01. 6. 1	1,982	358,483.5	336,060.0	4,191.0	1,757.5	1,183.0	7,131.5	2.12	1,146	836	57.8	2.11	48.0
	2.2%	02. 6. 1	1,966	359,749.5	337,227.5	4,182.5	1,811.5	1,330.5	7,324.5	2.17	1,160	806	59.0	2.15	48.6
	Z.Z70		.,	,	,== / 10	.,	.,	.,	.,-= 110	=:	.,		•		

45.5人~

注1:「障害者数」は次に掲げる者の合計数。

#### ~昭62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

#### 昭63~平4年

身体障害者(重度身体障害者はダプルカウント) 知的障害者

#### 平5年~平17年

身体障害者(重度身体障害者はダプルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダプルカウント) 更身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者

#### 平成18年~

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者

精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)(※)

#### 平成23年~

身体障害者である短時間労働者(0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)

※平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

〇 民間企業 ……

(45.5人〔50人〕以上規模の企業)

特殊法人等 ………………… 2.5% [2.3%]

「労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等

- 都道府県等の教育委員会 …………………………………………… 2. 4% [2. 2%](42人 [45.5] 以上規模の機関)
  - ※( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならない こととなる企業等の規模である。
  - ※ [ ]内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

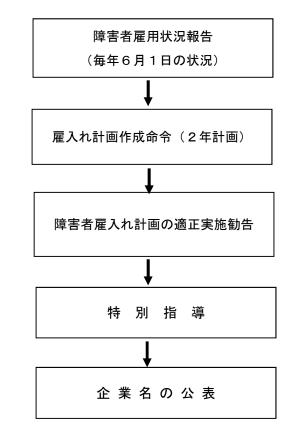
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## ◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



(障害者雇用促進法 第43条第7項)

翌年1月を始期とする 2年間の計画 (※) を作成するよう、公共職業安定所長 が命令を発出

(同法第46条第1項)

計画の実施状況が悪い企業に対し、 適正な実施を勧告 (計画1年目12月) (同法第46条第6項)

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施(計画期間終了後に9か月間)

(同法第47条)

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、 厚生労働省本省による直接指導も実施している。

0 社

0 社.

### [指導実績]

- 令和元年度の実績
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 0社
  - \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」
  - \*「特別指導」の実施
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (元年度) 3社 (全国 296社)
- 企業名の公表

令和元年度 0 社、平成 30 年度 0 社、29 年度 0 社、28 年度 2 社、27 年度 0 社、26 年度 8 社、25 年度 0 社、24 年度 0 社、23 年度 3 社、22 年度 6 社、21 年度 7 社、20 年度 4 社、19 年度 1 社、18 年度 2 社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

# 詳細表 1

# (1) 概況

#### ① 概況

		② 注字原用陪宝老粉			3	障害者の数			4	5	6
区分	<b>企</b> 美数	の昇足の基礎とは ス労働者数	害者	障害者及び 重度知的障	身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注4)	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間労働者(注 5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用率達 成企業の数	法定雇用率 達成企業の 割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
民間企業	1, 966	337, 227. 5	1, 264	284	4, 039	947	7, 324. 5	770. 0	2. 17	1, 160	59.0
	(1,982)	( 336, 060.0)	(1,282)	( 284)	( 3,866)	( 835)	( 7, 131. 5)	( 743.0)	( 2.12)	( 1,146)	( 57.8)

#### ② 障害種別雇用状況

	① 障害者の数			②身体	障害者の数					③知的	障害者の数				(	<ul><li>④精神障害者</li></ul>	一の数	
区分		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間労 働者	の身体障害	d. 重度以外 の身体障害 者である短時 間労働者	$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者		の知的障害	d. 重度以外 の知的障害 者である短時 間労働者	a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害 者	印刀  勁乍	e. dのうち、 (注5)に該当 する労働者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
	人	. 人	. 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
民間企	業 7, 324. 5	1, 060	193	1, 747	245	4, 182. 5	282. 0	204	91	1, 064	497	1, 811. 5	189. 0	937	496	291	1, 330. 5	299.0
	( 7,131.5	( 1,067	( 191)	( 1,746)	( 240)	( 4,191.0 )	( 274.0 )	( 215)	( 93)	( 1,023)	( 423)	( 1,757.5 )	( 165.5 )	( 827)	( 442)	( 270)	( 1,183.0)	( 303.5

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者 及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た 数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
  - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
  - 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり 0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
  - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

# (2) 企業規模別の雇用状況 <sup>① 概況</sup>

1) 1947/L												
	1		2			③ 障害者の	数			4	5	6
区分	企業	数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	者及び重度知的 障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	害者(注4)		E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分		法定雇用率達 成企業の数	法定雇用率 達成企業の 割合
規模計		企業 1,966	337, 227. 5 <sup>人</sup>	1, 264 <sup>人</sup>	284	4, 039 <sup>人</sup>	947 <sup>人</sup>	7, 324. 5 <sup>人</sup>	770. 0	2. 17 %	企業 1, 160	59. 0 <sup>%</sup>
	(	1,982)	( 336, 060. 0 )	( 1,282)	( 284)	(3,866)	( 835)	( 7, 131. 5)	( 743.0)	( 2.12)	( 1,146)	( 57.8)
45.5~ 100人未満		企業 1,097	73, 241. 0	217 <sup>人</sup>	51 51	761 <sup>人</sup>	160 <sup>人</sup>	1, 326. 0	169.0	1.81	企業 <b>622</b>	56. 7
1007(7)(1)4	(	1,058)	( 69, 750. 0 )	( 205)	( 42)	( 703)	( 129)	( 1, 219.5)	( 160.0)	( 1.75)	( 581)	(54.9)
100~300人未満		649	104, 275. 0	387	79	1, 237	263	2, 221. 5	211. 0	2. 13	398	61.3
الماري وموري	(	685)	( 103, 521. 5)	( 388)	( 77)	( 1,229)	( 234)	( 2, 199.0)	( 226.5)	( 2.12)	( 429)	(62.6)
300~ 500人未満		109	40, 170. 0	176	51	502	163	986. 5	96. 0	2. 46	69	63. 3
	(	119)	(41, 331.0)	( 181)	( 47)	( 455)	( 121)	( 924.5)	( 68.0)	( 2.24)	(65)	( 54.6)
500~ 1000人未満		79	51, 000. 5	213 )	36	632	152	1, 170. 0	130. 5	2. 29	50	63. 3
2000) () (1)	(	91)	( 57, 260. 0 )	( 246)	( 59)	(664)	( 167)	( 1, 298. 5)	( 138.5)	( 2.27)	( 50)	(54.9)
1,000人以上		32	68, 541. 0	271	67	907	209	1, 620. 5	163. 5	2. 36	21	65. 6
	(	29)	(64, 197. 5)	( 262)	( 59)	( 815)	( 184)	( 1,490.0)	( 150.0)	( 2.32)	( 21)	( 72.4)

注 1(1)①の表と同じ

# 11 ② 障害種別雇用状況

	1						②身体障	害者の数										③知的障											<ul><li>4 精神障</li></ul>	章害者の数	枚		
区分	障害	者の数	a.重度身体障害 者	b. 引害者間労	重度身体障 である短時 働者	c. 重度 身体障	害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間労付 者	a×		f. うち 分			知的障害	b. 重度 害者で 間労働	知的障 ある短時 者	c. 重 知的[	障害者	知的障害	以外の 害者であ 引労働者	a×2	+b+c+d	f. うち新 分	規雇用	c.精神障	害者				うち、(注 当する労		計 d-e)×0.5	g. うち新規雇用 分
規模計	(	7, <b>324</b> . <b>5</b> 7,131.5)	人 1,060 ( 1,067)	(	人 <b>193</b> 191)	(	人 <b>1,747</b> 1,746)	245 ( 240		<b>4,182.5</b> 4,191.0)	(	人 <b>282.0</b> 274.0)	(	人 <b>204</b> 215)	(	91 93)	(	人 <b>1,064</b> 1,023)	(	人 <b>497</b> 423)	(	人 <b>1,811.5</b> 1,757.5)	(	人 <b>189.0</b> 165.5)		月 <b>937</b> 827)	(	人 <b>496</b> 442)	(	人 <b>291</b> 270)	. (	人 <b>1,330.5</b> 1,183.0)	人 <b>299.0</b> ( 303.5 )
45.5~ 100人未満	(	1,326.0 1,219.5)	184 ( 162)	(	<b>30</b> 26 )	(	<b>375</b> 331)	53 ( 45		<b>799.5</b> 703.5 )			(	<b>33</b> 43)	(	<b>21</b> 16)	(	177 181)	(	<b>75</b> 58)	(	<b>301.5</b> 312.0 )				<b>154</b> 133 )	(	<b>87</b> 84 )	(	<b>55</b> 58)	(	225.0 204.0)	
100~ 300人未満	(	<b>2,221.5</b> 2,199.0)	326 ( 325)	(	<b>57</b> 51)	(	<b>517</b> 533 )	<b>74</b> ( 77		1,263.0 1,272.5)			(	<b>61</b> 63)	(	<b>22</b> 26 )	(	<b>343</b> 343 )	(	135 118)	(	<b>554.5</b> 554.0 )				<b>311</b> 287)	(	120 105 )	(	66 66)	(	<b>404.0</b> 372.5)	
300~ 500人未満	(	<b>986.5</b> 924.5)	139 ( 143)	(	<b>33</b> 31)	(	<b>209</b> 217)	<b>25</b> ( 14		<b>532.5</b> 541.0 )			(	<b>37</b> 38)	(	18 16)	(	131 120)	(	89 64 )	(	<b>267.5</b> 244.0 )			(	1 <b>07</b> 87)	(	1 <b>04</b> 74 )	(	<b>55</b> 31 )	(	186.5 139.5)	
500~ 1000人未満	(	1,170.0 1,298.5)	177 ( 210)	(	<b>21</b> 38)	(	<b>270</b> 295 )	<b>43</b> ( 53		666.5 779.5)		/	(	<b>36</b> 36)	(	15 21 )	(	155 157)	(	<b>74</b> 81 )	(	279.0 290.5)				1 <b>66</b> 162 )	(	<b>76</b> 83 )	(	<b>41</b> 50)	(	<b>224.5</b> 228.5 )	
1,000以上	(	1,620.5 1,490.0)	234 ( 227)	(	<b>52</b> 45 )	(	<b>376</b> 370)	50		921.0 894.5 )			(	<b>37</b> 35)	(	15 14)	(	<b>258</b> 222 )	(	<b>124</b> 102)	(	<b>409.0</b> 357.0 )				1 <b>99</b> 158 )	(	109 96 )	(	<b>74</b> 65 )	(	<b>290.5</b> 238.5 )	

注 1(1)②の表と同じ

## (3) 産業別の雇用状況

D 概況											
	① 企業数	② 法定雇用障害者数	A.重度身体障害者	B.重度身体障害者		害者の数 D.重度以外の身体	E. 計		④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企	⑥ 法定雇用率達成企
区分	正来奴	伝足雇用障害有数 の算定の基礎となる 労働者数	及び重度知的障害者	及び重度知的障害 者である短時間労働者	障害者、知的障害 者及び精神障害者 (注4)	障害者及び知的障 害者並びに精神障 害者である短時間	A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分	E÷②×100	業の数	業の割合
	企業		. 人			労働者(注5)	. )	, ,	%	企業	0
産業計	1,966	337,227.5	1,264	284	4,039	947	7,324.5	770.0	2.17	1,160	59.0
	(1,982)	( 336,060.0 )	( 1,282)	( 284)	( 3,866)	( 835)	( 7,131.5)	( 743.0 )	( 2.12)	( 1,146)	( 57.8
農、林、漁業	企業 8	724.0	3	0	6	0	12.0	0.0	1.66	企業 5	62.5
	(6)	( 634.0 )	( 3 )	( 0 )	( 7)	( 0 )	( 13.0)	( 0.0 )	( 2.05)	( 5)	( 83.3
鉱業,採石業,砂利採取業	5	496.5	2	0	2	1	6.5	0.0	1.31	1	20.0
建設業	145	( 503.5 ) 16,313.5	77	7	153	1 11	( 7.5 ) 319.5	( 2.0 )	1.49)	83	( 40.0 57.2
建议来	( 142)	( 15,960.0 )	( 71 )	( 10 )	( 143 )	( 13 )	( 301.5)	( 23.5 )		( 88)	62.0
製造業	633	100,565.5	388	47	1,313	147	2,209.5	174.5	2.20	402	63.5
	( 631)	( 100,048.0 )	( 391 )	( 46 )	( 1,260 )	( 118 )	( 2,147.0)	( 202.0 )	( 2.15)	( 402)	63.7
電気・ガス・熱供給・水道業	7	1,408.0	11	0	10	0	32.0	0.0	2.27	5	71.4
	(7)	( 1,409.5 )	( 12 )	( 0 )	( 12 )	( 0 )	( 36.0)	( 2.0 )	( 2.55)	(6)	( 85.7
情報通信業	49	6,499.0	26	3	53	1	108.5	5.0	1.67	21	42.9
	( 51)	( 6,449.0 )	( 22 )	( 3 )	( 50 )	( 0 )	97.0)	( 6.0 )		( 18)	35.3
運輸業,郵便業	128	19,112.5	74	11	210	26	382.0	42.5	2.00	69	53.9
	( 128)	( 18,277.5 )	( 67 )	( 16 )	( 194 )	( 31 )	( 359.5)	( 44.5 )		( 67)	52.3
卸売業,小売業	287	63,308.0	201	67	761	209	1,334.5	153.5	2.11	146	50.9
金融業,保険業	( 305)	( 63,719.5 ) 11,261.0	( 207 )	( 70 )	( 700 )	7	1,274.5 ) 218.5	143.0	( 2.00 )	( 137)	44.9
业加米,小八米											
不動産業,物品賃貸業	( 35) <b>20</b>	( 11,569.5 ) 3.392.0	( 63 )	( 9 )	( 86 ) 47	28	( 225.0 ) 84.0	( 20.0 )	( 1.94 ) 2.48	( 15)	( 42.9 35.0
T WEX, WHI XXX	( 19)	( 3,341.5 )			( 26 )	( 23 )				( 5)	26.3
学術研究,専門・技術サービス業	26	3,816.0	8	1	30	0	47.5 ) 47.0	10.0	1.23	10	38.5
	( 28)	( 3,830.5 )	( 12 )	( 1)	( 24 )	( 0 )	( 49.0)	( 2.0 )	( 1.28)	( 9)	32.1
宿泊業,飲食サービス業	67	9,749.5	19	16	121	68	209.0	52.0	2.14	42	62.7
	( 70)	( 9,865.5 )	( 20 )	( 14 )	( 120 )	( 47 )	( 197.5)	( 32.0 )	( 2.00)	( 45)	64.3
生活関連サービス業,娯楽業	40	6,842.5	38	17	117	43	231.5	15.0	3.38	23	57.5
del da site morada (es sile	( 43)	( 7,193.0 )	( 54 )	( 15 )	( 165 )	( 42 )	( 309.0)	( 30.0 )		( 24)	55.8
教育,学習支援業	41	4,170.5	16	1	26	1	59.5	9.0	1.43	19	46.3
	( 40)	( 4,128.0 )	( 16 )	( 1)	( 22 )	( 3 )				( 16)	40.0
医療,福祉	307	62,205.5	228	78	827	339	1,530.5	187.0	2.46	225	73.3
the A at a so what the	( 305)	( 61,928.0 )	( 235 )	( 75 )	( 772 )	( 318 )	( 1,476.0)	( 151.5 )		( 224)	73.4
複合サービス事業	29	8,547.5	41	3	91	5	178.5	16.5	2.09	14	48.3
	( 29)	( 8,817.0 )		( 3)	( 88 )	( 6 )	( 176.0)				( 48.3
サービス業	141	18,816.0	66	18	181	61	361.5	46.5	1.92	72.0	51.1
	( 138)	( 18,386.0 )	(63)	( 17 )	( 194 )	( 44 )	( 359.0)	( 51.5 )	( 1.95)	(69)	( 50.0

#### ② 障害種別雇用状況

	1							②身体障	害者の	)数					1					③知的障	害者の	数							(	<ul><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li><li>事業</li></ul>	害者の数			
区分	障害	著の数	a.重ß 者	度身体障害		である短時			身体區	度以外の き害者であ 計間労働者	e. i a×2 ×0.5	+b+c+d	f. う゛ 分	ち新規雇用	a.重度 者	知的障害		ある短時		宇書者	知的障	度以外の 語者であ 間労働者	e. a×2 ×0.	2+b+c+d	f. うち新規雇用 分	c.精神		d. 精神 である 働者		e. dのう 5)に該 働者	ち、(注 当する労	f. 計 e+(d-e)×0.5 +e	g. うち 分	新規雇用
産業計	(	人 <b>7,324.5</b> 7,131.5)	(	人 <b>1,060</b> 1,067)	(	人 <b>193</b> 191)	(	人 <b>1,747</b> 1,746)	(	人 <b>245</b> 240)		人 <b>4,182.5</b> 4,191.0 )	(	人 <b>282.0</b> 274.0 )	(	人 <b>204</b> 215)	(	人 <b>91</b> 93)	(	人 <b>1,064</b> 1,023)	(	人 <b>497</b> 423)		人 1,811.5 1,757.5 )	人 189.0 ( 165.5 )	(	人 <b>937</b> 827)	(	人 <b>496</b> 442)	(	人 <b>291</b> 270)	1,330.5 ( 1,183.0 )	(	人 <b>299.0</b> 303.5)
農、林、漁業	(	人 <b>12.0</b> 13.0)	(	人 <b>3</b> 3)	(	人 <b>0</b> 0)	(	人 <b>6</b> 6)	(	人 <b>0</b> 0)	(	人 <b>12.0</b> 12.0 )			(	人 <b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	人 <b>0.0</b> 0.0 )		(	人 <b>0</b> 1)	(	人 <b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	0.0 ( 1.0)		
鉱業,採石業,砂利採取業	(	6.5 7.5 )	(	<b>2</b> 2)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>2</b> 3)	(	<b>1</b> 1)	(	<b>6.5</b> 7.5 )			(	<b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	0.0 0.0 )		(	0 0 )	(	0 )	(	0 0 )	( 0.0)		
建設業	(	<b>319.5</b> 301.5)	(	<b>72</b> 69)	(	<b>5</b> 8)	(	101 104)	(	<b>8</b> 10)	(	<b>254.0</b> 255.0 )			(	<b>5</b> 2)	(	<b>2</b> 2)	(	15 10)	(	<b>2</b> 2)	(	28.0 17.0 )		(	<b>31</b> 26)	(	7 4 )	(	<b>6</b> 3)	37.5 ( 29.5)		
製造業	(	<b>2,209.5</b> 2,147.0 )	(	319 323)	(	<b>32</b> 33)	(	<b>583</b> 571)	(	<b>39</b> 38)		<b>1,272.5</b> 1,269.0 )			(	<b>69</b> 68)	(	15 13)	(	<b>380</b> 368)	(	<b>72</b> 54)		<b>569.0</b> 544.0 )		(	<b>306</b> 271 )	(	<b>80</b> 76 )	(	<b>44</b> 50)	368.0 ( 334.0)		
電気・ガス・熱供給・水道業	(	<b>32.0</b> 36.0 )	(	11 12)	(	<b>0</b> 0)	(	6 7)	(	<b>0</b> 0)	(	28.0 31.0 )			(	<b>0</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	1 2)	(	<b>0</b> 0)	(	1.0 2.0 )		(	<b>3</b> 3)	(	0 0 )	(	<b>0</b> 0)	3.0 ( 3.0)		
情報通信業	(	108.5 97.0)	(	<b>23</b> 20 )	(	<b>3</b> 2)	(	<b>28</b> 27)	(	1 0)	(	<b>77.5</b> 69.0 )			(	<b>3</b> 2)	(	<b>0</b> 1)	(	<b>2</b> 2)	(	0 0)	(	8.0 7.0 )		(	<b>23</b> 21 )	(	0 0 )	(	0 0 )	23.0 ( 21.0)		
運輸業,郵便業	(	<b>382.0</b> 359.5 )	(	<b>69</b> 60 )	(	6 7)	(	115 105)	(	<b>8</b> 13)	(	<b>263.0</b> 238.5 )			(	5 7)	(	<b>5</b> 9)	(	<b>41</b> 36)	(	<b>9</b> 8)	(	<b>60.5</b> 63.0 )		(	<b>45</b> 43)	(	18 20 )	(	9 10)	58.5 ( 58.0 )		T
卸売業,小売業	(	1,334.5 1,274.5)	(	165 173)	(	<b>44</b> 47)	(	<b>271</b> 284)	(	50 44)	(	<b>670.0</b> 699.0 )			(	<b>36</b> 34 )	(	<b>23</b> 23)	(	199 174)	(	122 102)	(	<b>355.0</b> 316.0 )		(	188 166)	(	140 111 )	(	103 76)	309.5 ( 259.5 )		
金融業,保険業	(	<b>218.5</b> 225.0 )	(	<b>56</b> 62 )	(	12 9)	(	<b>61</b> 59)	(	7 8)	(	188.5 196.0 )			(	<b>0</b> 1)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>2</b> 2)	(	<b>0</b> 0)	(	2.0 4.0 )		(	<b>21</b> 16)	(	<b>7</b> 9 )	(	<b>7</b> 9)	28.0 ( 25.0)		
不動産業,物品賃貸業	(	84.0 47.5)	(	<b>4</b> 3)	(	3 4)	(	<b>8</b> 9)	(	5 4)	(	21.5 21.0 )			(	<b>6</b> 0)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>24</b> 7)	(	13 13)	(	<b>42.5</b> 13.5 )		(	12 6)	(	13 10 )	(	3 4)	20.0 ( 13.0)		
学術研究,専門・技術サー ビス業	(	<b>47.0</b> 49.0 )	(	7 10)	(	1 1)	(	1 <b>4</b> 17)	(	<b>0</b>	(	<b>29.0</b> 38.0 )			(	1 2)	(	<b>0</b> 0)	(	<b>3</b> 1)	(	<b>0</b> 0)	(	5.0 5.0 )		(	13 6)	(	<b>0</b> 0 )	(	0 0)	13.0 ( 6.0)		
宿泊業,飲食サービス業	(	<b>209.0</b> 197.5 )	(	10 11 )	(	10 7)	(	<b>31</b> 31)	(	10 8)	(	66.0 64.0 )			(	<b>9</b> 9)	(	6 7)	(	<b>48</b> 51)	(	<b>49</b> 30)	(	<b>96.5</b> 91.0 )		(	<b>20</b> 17)	(	<b>31</b> 30 )	(	<b>22</b> 21)	46.5 ( 42.5)		
生活関連サービス業,娯楽 業	(	<b>231.5</b> 309.0 )	(	<b>25</b> 27 )	(	13 10)	(	<b>41</b> 41)	(	14 17)	(	111.0 113.5 )			(	13 27)	(	<b>4</b> 5)	(	<b>59</b> 91 )	(	19 17)	(	<b>98.5</b> 158.5 )		(	13 27)	(	14 14 )	(	<b>4</b> 6)	22.0 ( 37.0)	П	
教育·学習支援業	(	<b>59.5</b> 56.5 )	(	15 15)	(	0 0 )	(	17 17 )	(	1 2 )	(	<b>47.5</b> 48.0 )			(	1 1 )	(	1 1 )	(	<b>3</b> 1 )	(	0 1)	(	6.0 4.5 )		(	<b>5</b> 3)	(	1 1 )	(	1 1)	6.0 ( 4.0)		
医療,福祉	(	1,530.5 1,476.0 )	(	186 188 )	(	<b>46</b> 48)	(	<b>305</b> 302)	(	<b>64</b> 63)	(	<b>755.0</b> 757.5 )			(	<b>42</b> 47)	(	<b>32</b> 27)	(	<b>245</b> 237)	(	193 183)	(	<b>457.5</b> 449.5 )		(	195 160)	(	164 145 )	(	<b>82</b> 73 )	318.0 ( 269.0 )		
複合サービス事業	(	178.5 176.0)	(	<b>33</b> 33 )	(	1 1 )	(	<b>55</b> 60 )	(	<b>3</b> 2 )	(	123.5 128.0 )			(	<b>8</b> 8 )	(	<b>2</b> 2 )	(	13 11 )	(	<b>2</b> 3)	(	<b>32.0</b> 30.5 )		(	<b>20</b> 13)	(	<b>3</b> 5 )	(	<b>3</b> 4)	23.0 ( 17.5)		
サービス業	(	<b>361.5</b> 359.0)	(	<b>60</b> 56)	(	17 14)	(	103 103)	(	<b>34</b> 30)	(	<b>257.0</b> 244.0 )			(	6 7)	(	1 3)	(	<b>29</b> 30)	(	16 10)	(	<b>50.0</b> 52.0 )		(	<b>42</b> 48)	(	18 17 )	(	7 13)	<b>54.5</b> ( 63.0 )		

注 1(1)②の表と同じ

### 14

# (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分未	①法定雇用率	②不足数						③障害者の		
	未達成企業 の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	数が0人で ある企業数
規模計	<b>806</b> (100.0%)	<b>589</b> (73.1%)	<b>146</b> (18.1%)	<b>42</b> (5.2%)	17 (2.1%)	<b>12</b> (1.5%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>478</b> (59.3%)
45.5-100人未満	<b>475</b> (100.0%)	<b>444</b> (93.5%)	<b>31</b> (6.5%)	<b>–</b>	<b>–</b>	<b>–</b>	<b>I</b>	<del>-</del> -	<b>–</b>	<b>430</b> (90.5%)
100-300人未満	<b>251</b> (100.0%)	<b>124</b> (49.4%)	<b>96</b> (38.2%)	<b>24</b> (9.6%)	<b>7</b> (2.8%)	(0.0%)	<b>I</b> –	<del>-</del>	<u>-</u>	<b>48</b> (19.1%)
300-500人未満	<b>40</b> (100.0%)	<b>14</b> (35.0%)	<b>7</b> (17.5%)		<b>5</b> (12.5%)	<b>3</b> (7.5%)	<b>I</b>	<del>-</del> -	<b>–</b>	<b>0</b> (0.0%)
500-1000人未満	<b>29</b> (100.0%)	(20.7%)	<b>9</b> (31.0%)		<b>4</b> (13.8%)	<b>6</b> (20.7%)	<b>I</b>	<del>-</del> -	<b>–</b>	<b>0</b> (0.0%)
1,000人以上	<b>11</b> (100.0%)	(9.1%)	<b>3</b> (27.3%)		(9.1%)	<b>3</b> (27.3%)	<b>0</b> (0.0%)		<b>0</b> (0.0%)	<b>0</b> (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

<sup>2</sup> ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

# 2 地方公共団体における在職状況

1 新潟県の状況(法定雇用率2.5%)

	①算定の基礎となる 職員数	②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)	
合 計	9,004.0	261.5	2.90	0.0	
新潟県(知事部局 •議会事務局)	6,092.0	166.5	2.73	0.0	
新潟県企業局	98.0	2.0	2.04	0.0	
新潟県病院局	2,206.5	76.0	3.44	0.0	
新潟県警察本部	607.5	17.0	2.80	0.0	

- 2 新潟県市町村等の機関の状況(16ページに掲載)
- 3 新潟県教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

	①算定の基礎となる 職員数		③実雇用率	④不足数(注1)	
新潟県教育委員会	12,917.0	296.5	2.30	13.5	

4 新潟市教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

①算定の基礎となる 職員数		②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)
新潟市教育委員会	4,275.5	104.5	2.44	0.0

# 3 独立行政法人等における雇用状況(注2)

(法定雇用率2.5%)

	①算定の基礎となる 職員数	②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)	
合 計	217.5	7.0	3.22	0.0	
新潟県立大学	84.0	3.0	3.57	0.0	
長岡造形大学	82.0	2.0	2.44	0.0	
新潟県立看護大学	51.5	2.0	3.88	0.0	

注1 ④欄の「不足数」とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、

これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注2 独立行政法人等のうち、国立大学法人(新潟大学、長岡技術科学大学および上越教育大学)の障害者雇用状況については、 厚生労働省により公表される。

# 新潟県市町村等の機関の状況(15ページ 1-2の内訳)

新潟県市町村等の機関の状況(法定雇用率2.5%)

	①算定の基礎となる職員数(注1)	②雇用障害者数(注2)	③実雇用率	④不足数(注3)	備考
合計	27,820.5	664.0	2. 39	43.0	
新潟市	6, 577. 0	145. 0	2. 20	19.0	認定地方機関(注4)
長岡市	2, 049. 5		2.54	0.0	
長岡市水道局	79. 5	2.0	2.52	0.0	
長岡市教育委員会	1, 097. 5	27. 5	2.51	0.0	
小千谷市	399. 5	9. 0	2. 25	0.0	
小千谷市教育委員会	134. 5	3. 5	2.60	0.0	
上越市	2, 903. 5	74.0	2. 55		認定地方機関(注4)
妙高市	557. 5		2.06		認定地方機関(注4)(注5)
三条市	536. 0		2. 61	0.0	
三条市教育委員会	295. 5	9. 5	3. 21	0.0	destruct total and the second
見附市	720.0		2. 57		認定地方機関(注4)
加茂市	275. 0		1. 64	1.5	
加茂市教育委員会	108. 5		0. 92	1.0	
田上町	164. 5	4.0	2. 43	0.0	
柏崎市	774. 0		2. 45		認定地方機関(注4)
出雲崎町	107. 0	2. 0	1. 87		認定地方機関(注4)
刈羽村	125. 0		2. 40	0.0	코스U
新発田市	1, 174. 5	28. 5	2. 43		認定地方機関(注4)(注6)
胎内市	506. 5	10.0	1. 97		認定地方機関(注4)
阿賀野市	378.0		2. 38	0.0	
阿賀野市教育委員会 聖籠町	124. 0 109. 0		3. 23 1. 83	0.0	
<sub>空龍叫</sub> 聖籠町教育委員会	109.0	2. 0 4. 0	2. 78	0.0	
空龍可教育安貝云 下越障害福祉事務組合	97. 0				
下	43.0	1. 0	2. 06 2. 33	0.0	
机宪口地域丛域争榜租 <u>占                                    </u>	586. 5	16. 0	2. 73		認定地方機関(注4)
五米川 阿賀町	363. 0		2. 62	0.0	応足地万傚舆(任4)
<u> </u>	95. 5	2. 0	2. 02	0.0	
新潟県中東福祉事務組合	68. 0	3. 0	4. 41	0.0	
村局所有 十日町市	784. 0	20. 5	2. 61		認定地方機関(注4)
<u> </u>	187. 5	3. 0	1. 60	1.0	配及20077及因(114)
条魚川市	331. 5	9. 5	2. 87	0.0	
<u> </u>	269. 5	8. 0	2. 97	0.0	
亦 <u>然</u> 市	777. 0		2. 70		認定地方機関(注4)
弥彦村	104. 0		0. 96		(注7)
南魚沼市	1, 173. 0	19. 0	1. 62		認定地方機関(注4)
魚沼市	801. 0	17. 5	2. 18		認定地方機関(注4)
湯沢町	170. 0	1.0	0. 59	3.0	
魚沼地域特別養護老人ホーム組合	90.0		2. 78	0.0	
佐渡市	1, 121. 5	29. 0	2. 59	0.0	
佐渡市教育委員会	320. 0		3, 91	0.0	
村上市	975. 0		2. 56		認定地方機関(注4)
関川村	123. 5		2. 83	0.0	

- 注1 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、通報の対象となる職員総数から除外率等を適用した結果、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数である。
- 注2 ②欄の「雇用障害者数」とは、フルタイム勤務の重度障害者が1人で2人とカウントされることや短時間勤務障害者が1人で0.5人とカウントされる等の重みづけを行った数値 である。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成とな
  - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 この機関は、特例認定を受けている。
  - 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務 する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 注5 妙高市は、令和2年10月1日において、雇用障害者数13.5人、実雇用率2.42%となり、不足0人となった。
- 注6 新発田市は、令和2年11月26日において、雇用障害者数29.5人、実雇用率2.51%となり、不足0人となった。
- 注7 弥彦村は、令和2年12月1日において、雇用障害者数2.0人、実雇用率1.78%となり、不足0人となった。